

駐車監視員活動ガイドライン

平成20年4月1日

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。
 (反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)
 ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、主として下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を行います。

重点路線

最重点路線

路線	(区 間)	重点時間帯

重点路線

路線	(区 間)	重点時間帯
県道高松善通寺線	(坂出署境 ~ 番神北交差点)	7時~24時
県道丸亀詫間豊浜線	(丸亀郵便局前交差点 ~ 西村交差点)	
県道丸亀停車場線	(J R 丸亀駅南交差点 ~ 塩飽町交差点)	
市道丸亀駅福島線	(駅前交番南交差点 ~ J R 丸亀駅南交差点)	

重点地域

最重点地域

地 域	重点時間帯
次の地域及び周辺道路が最重点巡回地域となります。 (浜町の一部、通町の一部、宗古町の一部、魚屋町の一部、葎町の一部、本町、松屋町、南条町、塩飽町、富屋町、米屋町、大手町2・3丁目、中府町5丁目5番、城西町2丁目8番)	7時~24時

重点地域

地 域	重点時間帯
次の地域及び周辺道路が重点巡回地域となります。 (新浜町1丁目1~11番、新浜町2丁目1~7番・808番地1、福島町の一部、西平山町、港町の一部、北平山町1・2丁目、御供所町1・2丁目、新町、浜町の一部、塩屋町1丁目、前塩屋町1丁目10番・17番・18番、西本町1丁目、西本町2丁目、幸町1丁目、幸町2丁目1番・2番・6~8番・11番、中府町1丁目の一部、中府町2~5丁目、城西町1丁目の一部、城西町2丁目、一番丁、六番丁、七番丁、八番丁、九番丁、十番丁、津森町の一部、城南町の一部、山北町の一部、城東町1丁目1番の一部、城東町1丁目2番の一部、城東町1丁目3~9番、城東町2~3丁目、土器町西5丁目の一部、土居町1~3丁目、大手町1丁目、風袋町、葎町の一部、瓦町、魚屋町の一部、宗古町の一部)	7時~24時